

東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故からの農林水産業の復旧・復興に向けた状況と課題

農林水産委員会調査室 やました 山下 よしひろ 慶洋・もとしま 本島 ゆうぞう 裕三

1. はじめに

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災は、東北地方を中心に、我が国の農林水産業に多大な被害を及ぼした。特に太平洋側の岩手、宮城、福島の 3 県においては、津波により、水産業がほぼ壊滅に近い被害を受けたほか、仙台平野においては、海岸から離れた内陸部まで津波が到達し、農地や農業用施設に著しい被害が発生した（表 1 参照）。

また、東京電力福島第一原子力発電所事故がもたらした放射性物質の拡散（以下「原発災害」という。）は、被災地だけでなく、我が国社会全体に甚大な影響、損害を与えている。人が生命をつないでいく上では、食品の摂取は欠かせず、その食品の生産を担っている我が国の農林水産業、農山漁村にとって深刻な事態となっている。

被災地の復旧・復興のため、23 年度第 1 次補正予算に始まり、24 年度予算まで対応が行われているが（表 2 参照）復興実現までの道のりは長い。

本稿では、震災発生から 1 年余を経過したことを機に農林水産関係の復旧状況や原発災害への対応状況について、概観する。

2. 東日本大震災からの復旧に向けての対応

(1) 農林業関係被害と農林業の復旧への対応

農林業関係被害

東日本大震災における農林水産関係の被害額は 2 兆 4,268 億円と、平成 16 年新潟県中越地震（被害額：1,330 億円）の 18 倍、平成 7 年阪神・淡路大震災（被害額：900 億円）の 27 倍に及び甚大な規模である。

農業関係の被害額は 9,476 億円となっており、そのうち農地の損壊が 18,174 か所で被害額 4,006 億円、農業用施設等の損壊が 17,502 か所で被害額 4,835 億円、農作物、家畜等、農業・畜産関係施設（農業倉庫や畜舎等）の被害額は 635 億円となっている。なお、津波による田畑の土壌流失及び冠水被害が著しく、青森県から千葉県までの太平洋沿岸の 6 県で合計約 23,600 ヘクタールの農地が被害を受けた。

森林・林業関係の被害額は 2,155 億円となっており、青森県から高知県までの 15 県において、山腹崩壊や地すべり等の林地荒廃が 458 か所で被害額 346 億円、防潮堤や海岸防災林等の治山施設の被害が 275 か所で被害額 1,262 億円、法面・路肩の崩壊等の林道施設被害が 2,632 か所で被害額 42 億円、林野火災等の森林被害が 1,065 ヘクタールで被害額 10 億円、木材加工・流通施設被害が 115 か所で被害額 467 億円

となっており、また、しいたけ等の特用林産施設等が 476 か所で被害額 29 億円となっている。特に東北地方は我が国の合板生産量の 3 割を占めているが、加工施設の被害は 115 施設に及び、我が国の合板の生産にも影響が及んだ。

表 1 農林水産関係被害状況（平成 24 年 3 月 15 日現在）

区分	主な被害	被害数	被害額 (億円)	主な被害地域
農地・ 農業用施設	農地の損壊	18,174 か所	4,006	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、長野県、静岡県、新潟県
	農業用施設等の損壊	17,502 か所	4,835	
小計		35,676 か所	8,841	
農作物等	農作物、家畜等		142	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県、山梨県、長野県、新潟県
	農業・畜産関係施設		493	
小計			635	
林野関係	林地荒廃	458 か所	346	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県、新潟県、長野県、静岡県、高知県
	治山施設	275 か所	1,262	
	林道施設等	2,632 か所	42	
	森林被害	(1,065ha)	10	
	木材加工・流通施設	115 か所	467	
特用林産施設等	476 か所	29		
小計		3,956 か所 (1,065ha)	2,155	
水産関係	漁船	28,612 隻	1,822	北海道、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、静岡県、愛知県、三重県、和歌山県、徳島県、高知県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県から被害報告 (さらに、富山県、石川県、鳥取県の漁船が被災地で係留中、上架中に被害)
	漁港施設	319 漁港	8,230	
	養殖施設		738	
	養殖物		597	
	市場・加工施設等 共同利用施設	1,725 施設	1,249	
小計			12,637	
合計			24,268	

資料：農林水産省調べ

注：1) 被害額について、数値は四捨五入しており、合計とは一致しない。

2) 被害については、現時点で判明している分のみ記載しており、表中の係数は今後の調査により変わる可能性がある。

(出所) 農林水産省『平成 23 年度 食料・農業・農村白書』6 頁

農地、農業用施設等の復旧

農地・農業用施設の復旧について、農林水産省は、平成 23 年度第 1 次及び第 3 次補正予算により、農地の除塩や、二次災害を防止するために必要な排水路・排水機場等の応急対策を行った(「農地・農業用施設災害復旧等事業(公共)」23 年度第 1 次補正予算: 689 億円、同第 3 次補正予算: 2,080 億円)。除塩を要する農地は 21,840 ヘクタールであるが、除塩作業は、塩分濃度の低い農地から進める計画であり、24 年度中に営農再開が見込まれる面積は津波被災農地の約 4 割、8,310 ヘクタールである。

今後、農林水産省は、原発事故に係る警戒区域等の事情があるものを除き、おおむね 25 年度までの 2 年間で農地の復旧完了を目指す。ヘドロ等が厚く堆積するな

表2 農林水産関係復旧・復興予算の概要

平成23年度第1次補正予算関係【総額3,817億円】
1 水産業復旧対策（概数2,153億円） (1)漁港、漁場、漁村等の復旧（概数308億円） (2)漁船、市場、加工施設、関連施設等の回復（概数559億円） (3)漁業活動再開・継続への支援（概数1,286億円） 2 農地・農業用施設等の復旧（概数800億円） 3 生産手段・流通機能の回復（概数370億円） 4 経営の継続・再建支援（概数141億円） 5 農畜産物等の安全確認（概数5億円） 6 森林・林業復旧対策（概数344.2億円）
平成23年度第2次補正予算関係【総額207億円】
1 二重ローン問題対策（概数194億円） （水産業復旧支援対策193億円、木質系震災廃棄物活用可能性調査1億円） 2 原子力被害対策（概数14億円）
平成23年度第3次補正予算関係【総額11,265億円】
1 水産業の復興（概数4,899億円） (1)漁業、養殖業の再開（概数1,070億円） (2)経営支援・人材の確保（概数101億円） (3)加工流通等施設の整備（概数992億円） (4)漁港機能の早期回復・強化（概数2,568億円） (5)瓦礫処理（概数168億円） 2 農地等の生産基盤の復旧・整備（概数2,344億円） (1)農地等の復旧・整備（概数2,284億円） (2)被災地の復旧等（概数60億円） 3 経営の継続・再建（概数274億円） 4 生産手段・流通機能の回復（概数35億円） 5 6次産業化や再生可能エネルギーの活用（概数20億円） 6 農山漁村対策（概数11億円） 7 森林・林業復旧対策（概数2,359.4億円） (1)施設の復旧整備（概数1,606億円） (2)山林の復旧・整備（概数752億円） (3)人材育成・金融対策（概数1.4億円） 8 原発被害への対策（概数47億円） (1)放射性物質の調査・実証（概数34億円） (2)技術開発・施設整備（概数13億円） 9 その他災害復旧対策（概数1,206億円）
平成24年度予算関係 （農林水産関係予算総額23,284億円のうち、復旧・復興対策総額1,557億円）
6 震災に強い農林水産インフラの構築（概数999.4億円） (1)水産業の復興（概数563億円） (2)農業の復興（概数324.4億円） (3)森林・林業の復興（概数113億円） 7 原子力災害対策の取組（概数30億円）

注1：平成23年度第3次補正予算、24年度予算においては、他に東日本大震災復興交付金による事業がある。

注2：予算額の概数は各項目の主要な事業の予算額を足したものであり、総額とは一致しない。

注3：24年度予算は復旧・復興関係のみ記載

注4：他に平成23年度第4次補正予算【総額1,630億円】が成立しているが、これは「我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画」を推進する内容となっている。

（出所）農林水産省資料より作成

ど、被害の著しい農地については、地元の意向等を十分に酌み取りながら順次復旧を進めるとしている。26年度までに復旧対象農地 21,480 ヘクタールの約 9 割で営農再開の見込みである（24 年 4 月改訂の「農業・農村の復興マスタープラン」では 24 年度 8,310 ヘクタール、25 年度 5,610 ヘクタール、26 年度 4,990 ヘクタールの営農再開を予定。残りは水没した農地、原発災害による警戒区域等の 2,810 ヘクタールであり、別途検討が必要としている）。

排水機場、排水路等の基幹的農業用施設や農地海岸¹については、24 年度の営農再開に必要なものについて、応急対策を実施した（表 3 参照）。今後は各地域での復興計画等を踏まえつつ、本格的な復旧を進め、おおむね 27 年度までの 5 年間で完了を目指すとしている。

表 3 農地、農業用施設等の復興関係公共工事のこれまでの取組

<p>1. 経緯 災害査定の特例化（23 年 4 月 21 日） 航空写真の活用等に伴う設計図書の大規模な簡素化等 土地改良法特例法の成立（5 月 2 日） 国等が災害復旧や除塩等の事業を高い国庫補助率で実施出来るよう措置 農業・農村の復興マスタープラン（8 月公表、11 月改訂） 農地の復旧可能性の図面も併せて公表 査定設計書の作成等の支援のため被災 3 県への技術者派遣 23 年度 41.5 人（498 人月） 24 年度 114 人（1,368 人月） 災害査定の実施（警戒区域等を除く） 23 年度 12 月末 95% 24 年度 1 月末 100%（7,379 箇所） 国営事業の仙台東土地改良建設事業所を設置（24 年 1 月）</p> <p>2. 災害復旧の現状 除塩等の完了又は実施中（24 年 3 月 1 日時点）： 7,820 ヘクタール（24 年度営農再開目標：8,550 ヘクタール） （被害が軽微で営農行為の中で対応可能な面積 1,610 ヘクタールを含む） 主要な排水機場の応急対策：72 か所を実施 24 年度営農に必要な排水機能を回復（排水機能の回復率：76%） 農地海岸の応急対策：7.3km ・後背地の重要性を考慮した優先対策区間の応急対策を完了 ・本年度中に 20 海岸の復旧工事に着手（7 海岸着工済） 直轄災害復旧事業等を実施 ・緊急応急工事の完了：2 地区 宮城県名取川地区（被災農地 3,226 ヘクタール） 巨理・山元農地海岸地区 ・災害復旧事業の実施中：11 地区 宮城県仙台東地区（被災農地 1,800 ヘクタール） 河南地区（被災農地 4,950 ヘクタール）等</p>
--

（出所）「農林水産省地震災害対策本部」「農林水産省原子力災害対策本部」合同本部会議資料（平成 24 年 3 月 8 日）

今後は、農地復旧の進展に合わせ、農協や農業者の共同利用施設の復旧支援や農業用機械のリース方式による導入支援、農業者の復旧・復興に係る資金需要に対応

¹ 日本の海岸線総延長約 34,500km のうち海岸保全区域として指定され、堤防・護岸等により防護する必要がある海岸線の延長は、15,900km である。この海岸については、農林水産省（農村振興局、水産庁）又は国土交通省において所管している。このうち、農村振興局が所管する要保全海岸延長約 1,700km を農地海岸という。

する融資の実質無利子化、無担保・無保証人による融資、農業復興のモデルとなる先端的な農林水産技術を駆使した大規模実証研究等の支援策を活用するとしている。

また、がれき（災害廃棄物）の処理については、23年8月に成立した「東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法」によって、国による災害廃棄物の処理の代行が可能となり、農地のがれき処理については、がれきが堆積していた岩手、宮城、福島の前災3県の農地15,500ヘクタールのうち、24年3月末現在で約9割のがれき処理が完了している。浸水している農地など、重機による処理作業が困難な場合等は、個別に目標を定め、遅くとも25年3月末までを目途にがれき処理を完了するとしている。

海岸防災林、防潮堤等の復旧

林野庁は、森林被害について、平成23年度第1次補正予算により、被災状況の把握・分析、被災した治山施設・林道施設・保安林の復旧整備（「山林施設災害復旧等事業（公共）」157億円）、山火事被害木の除去・処理及び復旧造林（「緊急治山対策・被害森林緊急復旧対策（公共）」28億円）等を緊急に実施した。

さらに、第3次補正予算では、山腹崩壊地等の復旧整備、海岸防災林の復旧・再生（「緊急治山対策（公共）」184億円）、被災した治山施設の復旧（「山林施設災害復旧等事業（公共）」392億円）、被災地等における間伐等の森林施業と路網の機能強化等（「復興支援森林整備緊急対策（公共）」156億円）を実施した。

また、人的支援として、被災県が詳細な復興計画を作成するため、林野庁からの職員派遣や、福島県外の道府県から治山・林道工事に係る計画、設計、監督、検査業務等の支援のための被災県への技術者派遣があっせんされている。

著しい被害を受けた海岸防災林の復旧・再生について、林野庁は、学識経験者からなる「海岸防災林の再生に関する検討会」を設置し、24年1月に海岸防災林の復旧・再生に向けた技術的な方針について最終的な取りまとめを行った。これに基づき、各地において海岸防災林の詳細設計の検討を開始している。

青森県から千葉県に至る海岸防災林約230kmのうち、約140kmが被災、そのうち約60kmの海岸防災林については、災害復旧事業による早期復旧を実施する予定であり、23年度第1次、第3次補正予算及び24年度予算により、海岸防災林造成の基盤復旧に関する予算を中心に計590億円程度が措置された（図1参照）。

防潮堤等（林野庁所管分）については、約40kmが被災した。このうち緊急的な対応が必要な約30kmを災害復旧事業で実施することとしている。

24年2月末現在、海岸防災林等約6km（青森、千葉）、防潮堤等約11km（青森、茨城、千葉）の復旧工事に着手した。

なお、「海岸防災林の再生に関する検討会」の最終取りまとめにおいて、海岸防災林の再生に当たっては、震災により発生した災害廃棄物を適切に処理した再生資材を盛土等に利用することが望ましいとされた。

図1 海岸防災林の復旧・再生の状況について



(出所)「農林水産省地震災害対策本部」「農林水産省原子力災害対策本部」合同本部会議資料(平成24年3月8日)

営農再開に向けた取組

被災した農業経営体は、岩手県 7,700 経営体、宮城県 7,290 経営体、福島県 17,200 経営体であり、青森県、茨城県、栃木県、千葉県、新潟県、長野県を含めた 9 県で 37,700 経営体に及んでいる。被災の内容は、津波による農地の塩害、がれきの流入、農業用施設の損壊、農地の液状化などである。

農林水産省は、被災経営体の営農再開を支援するため、平成 23 年度第 1 次、第 3 次補正予算及び 24 年度予算において、「被災農家経営再開支援事業」(23 年度第 1 次補正予算：52 億円、同第 3 次補正予算：21 億円、24 年度予算：48 億円)を計上した。

この事業は、被災経営体が地域農業復興組合を設立し、共同でごみやがれきの除去等の復旧作業を行うことに対し、支援金を交付し、営農活動再開に向けて、被災経営体を支援するものである。23 年度中に 37 市町村 119 地区で地域農業復興組合が設立された。

また、震災以前から有する債務のために新規資金の調達が難しくなる、いわゆる「二重債務問題」に対応するため、23 年度第 1 次補正予算で既往債務の借換えと新規融資を一体化し、日本政策金融公庫等の災害復旧関係資金について、最長 18 年の実質無利子、無担保、無保証人の融資を可能とする金融支援措置が講じられた。さらに 23 年度第 3 次補正予算において、融資枠の拡充や対象資金の追加が行われた。24 年 2 月 17 日現在、日本政策金融公庫等による被災経営体への貸付件数は 1,773 件、貸付決定額は 533 億 3 千万円となっている。

なお、二重債務問題に対応するため、被災農林漁業者を含む事業者に係る債権を買い取って支援する仕組みが設けられている(各県の産業復興機構及び株式会社東日本大震災事業者再生支援機構)。

被災経営体の営農再開状況は、24年3月11日現在、岩手県では7,300経営体(95%)、宮城県では3,950経営体(54%)、福島県では9,620経営体(56%)であり、その他の6県ではほぼ全ての経営体が営農を再開しているが、津波被害を受けた経営体に限った営農再開状況は、岩手県で19%、宮城県で45%、福島県で17%にとどまっている。いまだに営農を再開できない理由として、農林水産省の調査²によると、岩手県、宮城県の2県においては、「耕地や施設が使用できない」が9割以上であり、「生活拠点が定まらない」、「農機具が確保できない」、「営農資金に不安がある」が3割から5割となっている(福島県においては、「原発事故の影響」が96%)。復旧作業の更なる迅速化が必要である。

(2) 水産業関係被害と水産業への復旧への対応

水産業関係被害

水産業関係の被害額は12,637億円で、その内容は、漁船の被害が28,612隻で被害額1,882億円、漁港施設の損壊が319漁港で被害額8,230億円、養殖施設の被害額738億円、養殖物の被害額が597億円、市場・加工施設等共同利用施設の被害が1,725施設で被害額1,249億円となっている(表1参照)。

漁船・漁港の復旧

津波等で被災した漁船は28,612隻に上った。特に岩手、宮城両県における被害が著しく、岩手県では漁船総隻数14,501隻中13,271隻が、宮城県では漁船総隻数13,776隻中12,029隻が被災した。

水産庁は、平成23年度第1次及び第3次補正予算、そして24年度予算において、被災した漁船や定置漁具の復旧のため、漁業共同組合等が行う漁船の建造費用等を支援する「共同利用漁船等復旧支援事業」(23年度第1次補正予算:274億円、同第3次補正予算:121億円、24年度予算:41億円)を講じ、25年度末までに、少なくとも12,000隻の復旧を目指すとしている。24年4月2日現在、目標の約7割に当たる8,411隻が復旧している。

漁港については、北海道から千葉県までの7道県の319漁港が被災した。水産庁はこれまで、漁期に合わせ水揚げが再開されるよう、災害復旧事業の応急工事をフル活用し、航路・泊地のがれき撤去、岸壁や臨港道路等の応急嵩上げ等を実施しており、24年2月末時点で、310の漁港で水産物の陸揚げが可能となっている(図2参照)。

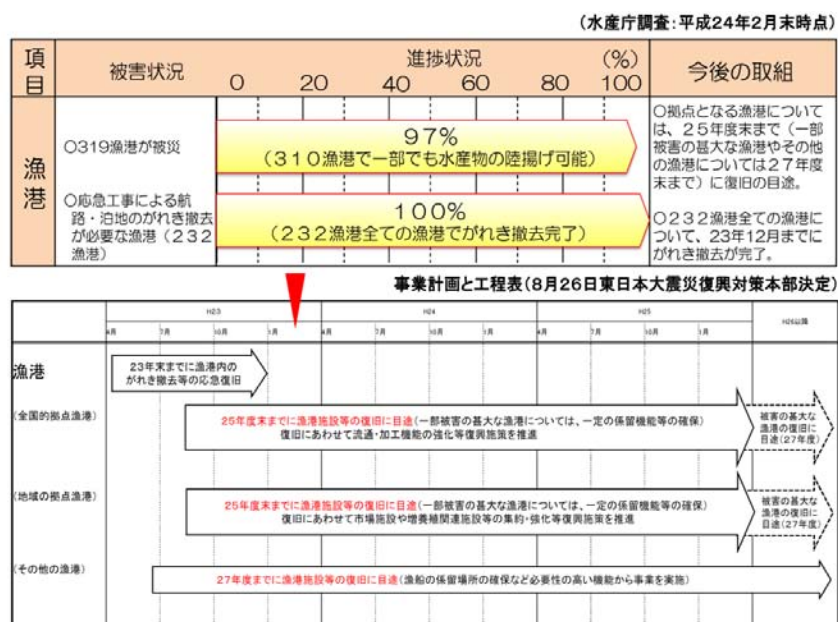
今後、石巻漁港や気仙沼漁港など全国的な拠点漁港である8港³と地域の拠点漁港については、25年度末までに漁港施設等の復旧をおおむね完了させるとともに、復興対策として、市場の新設などの流通・加工機能等を強化することとしている。さ

² 農林水産省『平成23年度 食料・農業・農村白書』24頁

³ 八戸(青森)、釜石(岩手)、大船渡(岩手)、気仙沼(宮城)、女川(宮城)、石巻(宮城)、塩竈(宮城)、銚子(千葉)の各漁港

らに、一部被害の甚大な漁港やその他の漁港も、27年度末までに復旧の目途をつけるとしている。

図2 漁港の復旧・復興状況



(出所)「農林水産省地震災害対策本部」「農林水産省原子力災害対策本部」合同本部会議資料(平成24年3月8日)

水産加工施設の復旧

漁業の再開に当たっては、漁港の復旧だけでなく、水揚げした水産物の流通、加工施設の復旧も急務であるが、沿岸部における地盤沈下により、漁港の岸壁や水産加工団地等、漁港施設用地の浸水被害が発生した。水産庁は、平成23年度補正予算(第1次～第3次)により、水産加工施設等の早期再開に向けた事業を実施している。例えば、水産加工団地の地盤沈下対策として、「水産基盤整備事業⁴」(23年度第1次補正予算55億円、同第3次補正予算202億円)等により、漁港区域の水産加工場用地や岸壁等の一体的な嵩上げや排水対策を講じている。

被災した水産加工流通業者においては、「水産業共同利用施設復旧支援事業」(23年度第1次補正予算:18億円、同第2次補正予算:193億円、同第3次補正予算:259億円、24年度予算:33億円)等を活用し、24年2月末現在で、岩手、宮城及び福島の水産加工施設831のうち、417施設(約5割)が業務を再開したところである。

今後は、県や市町村、関係者の合意形成が得られたブロックから段階的に工事を実施したり、岸壁等の復旧に先行して水産加工場用地の嵩上げを実施するなどによ

⁴ 県営漁港については、水産基盤整備事業(漁港施設機能強化事業等)で実施、市町村営漁港については東日本大震災復興交付金(漁港施設機能強化事業)で実施することとしている。

り、早期の両事業の実施を図るとしている。

養殖施設の復旧

養殖施設については、北海道から沖縄県に至る広範囲で津波による被害が発生した。平成 24 年 4 月 2 日現在、養殖施設の復旧状況は、岩手県のワカメが約 5 割、宮城県のギンザケが約 7 割、ワカメが約 6 割、ノリが約 4 割などの状況となっている。水産庁は「養殖施設災害復旧事業」(23 年度第 1 次補正予算：267 億円、同第 3 次補正予算：107 億円、24 年度予算：11 億円)を措置し、さらに「水産業共同利用施設復旧整備事業」(23 年度第 3 次補正予算：731 億円、24 年度予算：100 億円)において、被災した漁業協同組合等が共同利用施設として養殖施設を整備する場合に支援することとしている。24 年度末までに全ての養殖業再開希望者の養殖施設復旧に目途をつけることを目指している。

漁業再開への取組

漁業活動の妨げとなる海中のがれきの除去のため、水産庁は「漁場復旧対策支援事業」(平成 23 年度第 1 次補正予算：123 億円、同第 3 次補正予算：168 億円、24 年度予算：79 億円)を実施している。この事業は、海中のがれき除去作業において、専門業者によるがれき除去とともに、早期の漁業再開に向け、収入の手段を失った被災漁業者自らが行う漁場のがれき除去を支援するものである。24 年 3 月 5 日現在、岩手、宮城、福島 の 3 県において、69 万トンのがれきが回収された。がれきにより漁業活動に支障があった漁場のうち、約 9 割の漁場において、がれき除去が完了したが、政府の東日本大震災復興対策本部が取りまとめた「復興施策の事業計画及び工程表」(23 年 8 月 26 日公表、11 月 29 日改訂)によると、25 年度も漂流物の分布状況に応じてがれき除去を実施するとしている。

被災漁業者に対する金融支援については、23 年度第 1 次補正予算より「漁業関係資金無利子化事業」「漁業関係公庫資金無担保・無保証人事業」等により無利子資金、無担保・無保証人の融資等が実施されている。また、漁船建造資金等について、無担保・無保証人融資を推進するための緊急的な保証について支援する「漁業者等緊急保証対策事業」が実施されている。

(3) 被災地における公共工事の入札不調対策

復旧・復興事業の本格化に伴い、被災地における公共工事が急増している。ただ、近年の継続的な公共事業費の減少に伴い、建設業の抱える技術者等が減少していることや、被災地におけるがれきの処理や農地の除塩を始めとした多くの復旧・復興事業の発注により、専門技術者の不足とともに、労務単価などが上昇し、被災地においては、予定価格と実勢価格との間に乖離が発生している。そのため、小規模な公共工事の入札において、応札者がいない「不調」や応札価格が予定価格を上回る「不落」が多く発生した(表 4 参照)。

今後、本格化する復旧・復興事業の施工に支障を生じる懸念があるため、国土交通省に設置された「復旧・復興事業の施策確保に関する連絡協議会⁵」は平成 24 年 2 月 14 日に「復旧・復興事業の円滑な施行確保のための取組」を策定、工事の専任技術者に関する取扱いの緩和や労務単価の引上げ、急激な物価変動に伴う請負代金額の変更などの対策を講じた。また、農林水産省は独自の対策として、復旧・復興工事を所掌する事業所の契約限度額の拡大（9 千万円 2.3 億円）等を行った。

表 4 被災 3 県における入札不調発生状況（平成 23 年 12 月末）

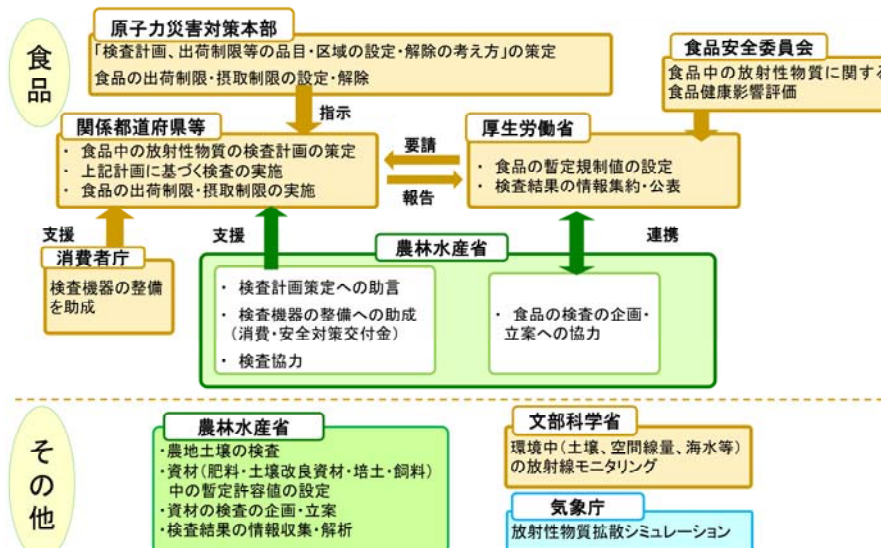
国直轄事業	農業	11%	林野	2%	水産（直轄なし）	
直轄事業はその後、再入札により解消						
岩手県	農業	4%	林野	7%	水産	3%
宮城県	農業	21%	林野	18%	水産	0%
福島県	農業	31%	林野	18%	水産（随意契約）	

（出所）「農林水産省地震災害対策本部」「農林水産省原子力災害対策本部」
合同本部会議資料（平成 24 年 3 月 8 日）

3．東京電力福島第一原子力発電所事故への対応

原発災害の発生に伴い、食品・農林水産物の安全確保のため、国の原子力災害対策本部を始め、食品安全委員会、消費者庁、厚生労働省、農林水産省が連携して対応するとともに、関係都道府県等への指示や要請、支援を行っている（図 3 参照）。また、農地や森林の除染には環境省と農林水産省とが連携して対応している。

図 3 食品等の放射性物質に関する関係省庁の対応



（出所）「食品等に含まれる放射性物質」（平成 24 年 2 月 農林水産省）

⁵ 同協議会の構成は、省庁関係（国土交通省、厚生労働省、農林水産省、復興庁） 地方公共団体（岩手県、宮城県、福島県、仙台市）及び関係事業団体（（社）日本建設業連合会等 6 団体）である。

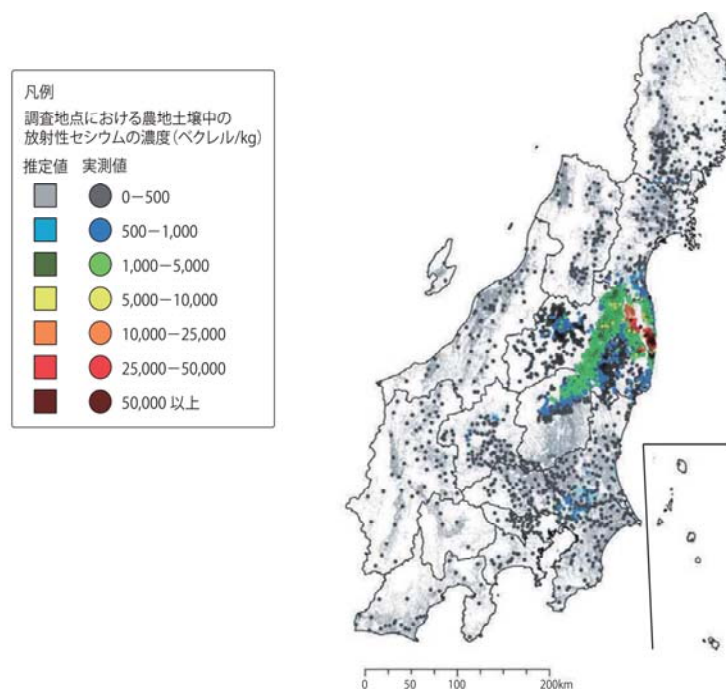
(1) 農地土壌等の放射性物質の除染

農地・森林

原発事故後、福島県を中心に広範囲の農地から放射性物質が検出された。平成23年8月30日、農林水産省は、福島県及びその周辺の地域を対象に、営農上参考とする放射性物質濃度の分布傾向を明らかにするため、農地土壌の放射性物質濃度分布図を作成した。その後、同省は、放射性物質濃度分布図の調査対象を広げ、24年3月23日、広域かつ詳細な分布図に更新した(図4参照)。また、同省は、独立行政法人の研究機関とともに農地土壌除染技術の開発に取り組んでおり、これまで具体的な除染方法として、表土の削り取りや水による土壌攪拌・除去、反転耕等を示している(23年9月14日「農地土壌除染技術の適用の考え方」)。

また、原発災害の周辺の森林において放射性物質が検出された。森林の除染は、原子力災害対策本部が23年9月30日に策定した「森林の除染の適切な方法等」において、森林内の放射性物質の多くは、枝葉、落葉等の堆積有機物に付着している傾向が明らかになりつつあるとして、それらの除去等が示されている。

図4 15都県における農地土壌の放射性物質濃度分布図(平成24年3月23日)

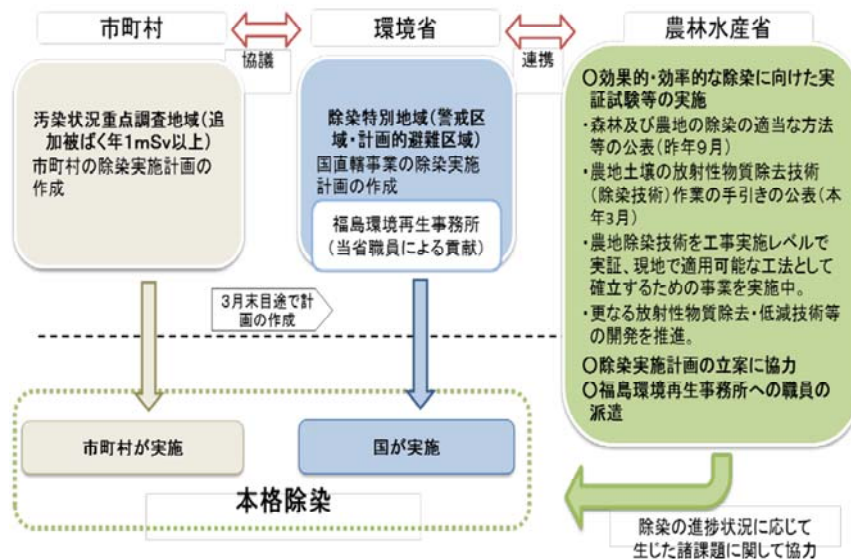


(出所) 農林水産省『平成23年度 食料・農業・農村白書』69頁

現在、除染作業は「除染関係ガイドライン」(23年12月14日 環境省)、「農地土壌の放射性物質除去技術(除染技術)作業の手引き」(24年3月 農林水産省)に沿って実施されている。農林水産省は、農地・森林の除染技術の開発について、環境省と連携して農地・森林の効果的・効率的な除染に向けた実証試験等を推進している。また、同省は、自治体が策定する除染実施計画の立案や、福島県等におけ

る除染を推進している。このほか、開発された除染技術を現地で実証するなどのため、環境を再生する拠点である福島環境再生事務所に職員を派遣している（図5参照）。なお、24年度予算において、農林水産省は、農地・森林等の放射性物質の除去・低減技術の開発（2億円）や森林・林業における放射性物質等対策（20億円）を措置している。

図5 環境省との連携による農地・森林の計画的な除染の推進



(出所)「農林水産省地震災害対策本部」「農林水産省原子力災害対策本部」合同本部会議資料(平成24年3月8日)

稲わら、牛ふん堆肥

一方、原発災害により放射性セシウムに汚染されたままの稲わらは、宮城県や福島県など8道県で約6,800トンに上っている⁶。このうち、10万Bq/kg⁷を超える稲わらについては農林水産省が土のうで遮へいするなどの措置を講じて、稲わらの保有農家の農地で隔離一時保管し、それ以外の稲わらは県や市町村が隔離やパイプハウスにより、保有農家の農地に共同隔離保管している。

また、暫定許容値(400Bq/kg)を超える牛ふん堆肥は、福島県では約1,600戸の農家で保管されている⁸。

これらの処分は、放射性物質汚染対処特措法⁹等に基づき、環境省を中心に農林水産省も現地へ赴き、既存の廃棄物処理施設や仮設焼却炉による焼却等を提案し、協

⁶ 『毎日新聞』(平24.3.3)

⁷ ベクレル(Bq)：物質中の放射性物質がもつ放射能の強さを表す単位

⁸ 第180回国会参議院農林水産委員会会議録第4号9頁(平24.3.28)

⁹ 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法(平成23年8月30日法律第110号)

議している¹⁰。今後、農林水産省は、周辺住民の理解を得つつ、関係府省との連携を始め、県や市町村等との連携を密にして対応するとしている。

国が直轄で除染を行う除染特別地域では、除染の方針（除染ロードマップ）が公表されている。今後、そうした除染特別地域も含め、農林水産省には、環境省との連携による農地・森林の計画的な除染の推進、反転耕が難しい場合の農地の除染や森林内における放射性物質の挙動把握及び除染等の技術開発とともに、稲わら、牛ふん堆肥等放射性物質を含む廃棄物処理の着実な推進が求められる。ただ、実際の除染に伴い発生する大量の汚染土等を最終的にどこに処分するのかという問題がある。栃木県では最終処分場の新設に理解を示す¹¹動きがあるものの、依然、大きな課題である。

（２）農畜産物等の放射性物質検査

食品中の放射性物質の暫定規制値や新たな基準値の設定

厚生労働省は、原発災害発生直後の平成 23 年 3 月 17 日、原子力安全委員会により示された飲食物の摂取制限に関する指標値を暫定規制値とし、これを上回る食品については、食品衛生法第 6 条第 2 号に当たるものとして食用に供されることがないよう対応することとした（食品中の放射性物質に関する暫定規制値）。これに基づき、同月 21 日に原子力災害対策特別措置法第 20 条第 3 項に基づく総理指示により最初の出荷制限が行われた。この後、「食品の出荷制限等の設定・解除の考え方」（原子力災害対策本部 23 年 4 月 4 日公表、6 月 27 日改正、8 月 4 日改正）を定め、農林水産省、厚生労働省及び関係都道府県とが連携しつつ、食品の出荷制限及び解除を実施している。なお、24 年 3 月 12 日には、原子力災害対策本部は、これまでの食品中の放射性物質の検査結果や新基準値の施行を踏まえ、検査対象食品をより細分化することや出荷停止の指示範囲を市町村単位とすることなど、「食品の出荷制限等の設定・解除の考え方」を見直した。

厚生労働省は、食品中の放射性セシウムからの被曝線量の上限を、これまでの暫定規制値の年間 5 mSv¹²から年間 1 mSv に引き下げて食品中の放射性物質の新たな基準値を設定し、24 年 4 月 1 日から適用している（表 5 参照）。新基準値においては、特別な配慮が必要と考えられる「飲料水」、「乳児用食品」及び「牛乳」の区分を設け、それ以外の食品を「一般食品」として全体で 4 区分とした。なお、年 1 回の収穫である米や大豆、冷凍保存で流通する牛肉及び新基準値の施行前に製造等された加工食品については、経過措置を設けている。

24 年 3 月 31 日以前の食品中の放射性物質検査の結果によれば、検査総計 135,571 件のうち、暫定規制値超過数は 1,204 件と約 0.9%の割合であったが（4 月 2 日現

¹⁰ 第 180 回国会参議院農林水産委員会会議録第 3 号 29 頁（平 24.3.22）

¹¹ 『毎日新聞』（平 24.4.19）

¹² シーベルト(Sv)：人が受けた放射線の健康への影響を表す単位。1Sv = 1,000mSv（ミリシーベルト）= 1,000,000 μSv（マイクロシーベルト）。内部被曝の量(mSv/年) = 食品中の放射性物質濃度(Bq/kg) × 年間摂取量(kg/年) × 実効線量係数(mSv/Bq)。

表5 食品の放射性物質の基準値

○放射性セシウムの暫定規制値※1		○放射性セシウムの新基準値※2	
食品群	規制値	食品群	基準値
飲料水	200	飲料水	10
牛乳・乳製品	200	牛乳	50
野菜類	500	一般食品	100
穀類			
肉・卵・魚・その他			
		乳児用食品	50

※1 放射性ストロンチウムを含めて規制値を設定
 ※2 放射性ストロンチウム、プルトニウム等を含めて基準値を設定
 (単位:ベクレル/kg)

(出所) 厚生労働省「食品中の放射性物質の新たな基準値について」(平成24年4月)

在)¹³、4月1日以降の検査結果では、検査総計13,573件のうち、新基準値超過数は337件と約2.5%となっている(4月30日現在)¹⁴。なお、厚生労働省は、食品中の放射性セシウムからの被曝線量について、暫定規制値を継続した場合は年間0.051mSv(中央値)となるが、新基準値では年間0.043mSv(同)に低減すると推計している¹⁵。

個別品目の放射性物質の検査等

原発災害の影響が懸念される中、国民の主食である米は、生産農家が極めて多く、多様な流通形態にあることなどを踏まえ、原発災害周辺県での平成23年産の稲の作付けをどうするべきかが差し迫った課題となった。このため、23年産米について、一部地域については稲の作付制限、その他の地域については収穫前と収穫後の2段階の調査体制により放射性物質調査が実施された。しかし、調査終了後に暫定規制値を超過した米が検出されたため、出荷制限のほか、緊急調査、要因解析等が必要となった。

こうした経緯を踏まえ、24年産米についても、一定の地域で作付を制限することが必要であるとの考えから、農林水産省は、24年2月28日に「24年産稲の作付に関する方針」を提示し、関係する県や市町村の検討結果の回答を踏まえ、3月9日に「24年産稲の作付制限の設定等について」を公表した。ここでは、イ.作付制限を行う区域、ロ.事前出荷制限の下、管理計画に基づき米の全量管理と全袋調査を行うことにより、作付を行うことができる区域、ハ.23年産米の調査において100Bq/kgを超過した数値が検出された農家の生産を適切に管理することにより、作付を行うことができる地域、をそれぞれ設定した。これを受け、4月5日、原子力

¹³ 『食品中の放射性物質検査の結果について 第357報』2012.4.2付け厚生労働省報道資料
<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r985200000271ox.html>

¹⁴ 『同上 第380報』2012.4.30付け厚生労働省報道資料
<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000029k7f.html>

¹⁵ 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会放射性物質対策部会資料(平成23年12月22日)資料1:部会報告書(案)「食品中の放射性物質に係る規格基準の設定について」10頁

災害対策特別措置法に基づく、福島県の一部地域の24年産米の作付制限及び事前出荷制限が発出された。

その他の農作物については、作付制限は行わず、放射性物質の低減対策を徹底するとともに、収穫後の検査により、安全性を確保するとしている。例えば、果樹については、3月中を目途に新芽が出る時期まで粗皮削りや樹体洗浄等の取組を可能な限り進めることとし、また、茶については、深刈りなどの剪定によって刈り落とす枝葉の総量を増やすとしている。

飼料や肥料・土壌改良資材・培土についても、放射性セシウムの暫定許容値を定め(23年8月1日)、暫定許容値を超える飼料や肥料・土壌改良資材・培土が使用・流通されないよう検査・指導が行われている。特に畜産酪農については、暫定許容値を下回る粗飼料への切替えや牧草地の除染の推進、牧草のモニタリング調査、代替飼料確保の支援等の飼養管理の徹底が図られている。さらに、24年4月1日からの新基準値の施行に対応するため、2月3日、新基準値を超えない牛乳や牛肉が生産されるよう、牛用飼料の暫定許容値の改訂が行われた。3月23日には豚、家きん等用の飼料についても改訂され、4月1日から適用されている(表6参照)。

なお、24年度予算において、農林水産省は、放射性物質による農畜産物等影響実態調査対策(7億円)を措置している。

今後、新基準値を超える米や畜産物等を流通させない「出口対策」に万全を期するため、稲の作付制限や家畜の飼養管理の徹底、放射性物質検査等を行うなど、いかに安全な農畜産物の供給体制を確保できるかが問われている。

表6 飼料・肥料等の暫定許容値

(改訂前：平成23年8月1日)

暫定許容値 (ベクレル/kg)		
放射性セシウム	肥料 [※] ・土壌改良資材・培土	400
	飼料(牛・馬・豚・家きん用)	300
	飼料(養殖魚用)	100

(改訂後：平成24年3月23日)

暫定許容値 (ベクレル/kg)			
放射性セシウム	肥料 [※] ・土壌改良資材・培土	400	
	飼料	家きん用	160
		牛・馬用	100
		豚用	80
	養殖魚用	40	

(注) 汚泥肥料の原料となる汚泥については、200ベクレル/kgであることが必要

(出所) 農林水産省『平成23年度 食料・農業・農村白書』58～59頁

(3) 水産関係への影響

原発災害による放射性物質の放出等により、複数の水産物から暫定規制値を超える放射性物質が検出されたため、国による出荷・摂取制限とともに、県・漁業団体による操業自粛等が行われている。水産庁は、平成23年5月2日、「水産物の放射性物質検査に関する基本方針」を都道府県等に通知するとともに、今後とも都道府県等と連携して放射性物質の調査を強化し、正確な情報提供に努めていくとしている。

特に風評被害を払拭するためには正確な情報を提供することが重要なため、農林水

産省は、検査結果や放射性物質の魚への影響等に関するQ & Aをホームページに掲載する他、「食べて応援しよう！」のキャッチフレーズの下、被災地の復興を応援するキャンペーンを展開している。

なお、福島県では、23年3月15日以降、漁業協同組合組合長会議の決定により、沿岸漁業及び底引き網漁業の操業自粛が継続し、長期化している。放射性物質に対する水産物の安全・安心の確保に万全を期した上で、一部の海域・魚種から、漁業再開に向けた取組を進めることが重要であるため、農林水産省から漁協関係者及び漁業者に対し、「がんばる漁業復興支援事業」の活用等を提案・説明した。同事業は、地域で策定した漁業復興計画に基づき、漁船漁業再開のため収益性の高い操業体制への転換を図る場合に必要な経費を支援するものであり、福島県漁連は同事業を活用した試験的な操業再開に向けた復興計画の検討等のため、「福島県地域漁業復興協議会」を設置した。

今後、水産物の安全と消費者の信頼の確保に万全を期しつつ、漁業再開に向けた取組を進めていくことが課題となっている。

(4) 諸外国・地域の輸入規制

平成24年5月14日現在の「諸外国・地域の規制措置」¹⁶をみると、原発災害を受け、45か国・地域において何らかの規制措置を継続している。主な輸出先国では、我が国の食品に対する輸入規制が強化され、一部都県産食品の輸入停止や放射性物質の検査証明書、産地証明書の要求などの措置が講じられている(表7参照)。

23年の農林水産物輸出実績について、震災前と震災後の対前年同期で比較すると、震災前では22年1月～3月期の1,201億円から23年1月～3月期の1,202億円へと0.1%の増加を示したのに対し、震災後では22年4月～12月期の3,719億円から23年4月～12月期の3,311億円と11.0%も減少した¹⁷。円高等の要因もあるため単純比較はできないものの、震災後の原発災害による影響が大きいことが読み取れる。

このため、政府一体となって我が国の食品の安全確保の取組等の情報提供を始め、輸入規制撤廃・緩和の働き掛けを行っている。また、都道府県の協力を得て放射性物質の検査証明書等の発行体制を整備しつつ、都道府県や民間検査機関等による放射性物質の検査機器の導入の支援などを行っている。なお、農林水産省は、24年度予算において、輸出先国・地域の一般消費者に対し、プロモーションを実施し、需要喚起を行う農産物等輸出回復事業(2億円)を措置している。

今後、こうした取組を経て、我が国産品の安全性、魅力のPRを行うことにより、いかに原発災害からの影響の払拭につなげることができるかが、大きな課題である。

¹⁶ 『東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う各国・地域の輸入規制強化への対応』農林水産省
http://www.maff.go.jp/j/export/e_info/hukushima_kakukokukensa.html

¹⁷ 「農林水産省地震災害対策本部」「農林水産省原子力災害対策本部」合同本部会議資料(平成24年3月8日)

表7 主な輸出先国の輸入規制措置の例（平成24年4月1日現在）

国・地域	対象都道府県	品目	規制内容
中国	福島、群馬、栃木、茨城、宮城、新潟、長野、埼玉、東京、千葉	すべての食品、飼料	輸入停止
	上記10都県以外	野菜及びその製品、乳及び乳製品、茶葉及びその製品、果物及びその製品、薬用植物産品	政府作成の放射性物質の検査証明書及び産地証明書（産出県）を要求
		水産物	上記に加え、中国輸入業者に産地・輸送経路を記した検査許可申請を要求
		その他の食品・飼料	政府作成の産地証明書（産出県）を要求
韓国	福島、群馬、栃木、茨城、宮城、千葉、神奈川	ほうれんそう、かきなど、原乳、飼料、茶等（県により異なる）	輸入停止 （原乳は福島及び茨城が対象。飼料は福島、栃木、群馬及び茨城が対象。茶は群馬、栃木、茨城、千葉及び神奈川が対象）
	福島、群馬、栃木、茨城、千葉、宮城、山形、新潟、長野、埼玉、東京、神奈川、静岡、東京	すべての食品 （上記7県の品目を除く）	政府作成の放射性物質の検査証明書を要求
	上記13都県以外	すべての食品	政府作成の産地証明書を要求
EU	福島、群馬、栃木、茨城、宮城、山梨、埼玉、東京、千葉、神奈川、静岡	すべての食品、飼料 （日本酒、焼酎、ウイスキーを除く）	政府作成の放射性物質の検査証明書を要求 輸入国にてサンプル検査
	上記11都県以外	すべての食品、飼料 （日本酒、焼酎、ウイスキーを除く）	政府作成の産地証明（産出県）を要求 輸入国にてサンプル検査
台湾	福島、群馬、栃木、茨城、千葉	すべての食品	輸入停止
	上記5県以外	野菜・果実、水産物、乳製品等	輸入国にて全ロット検査またはサンプル検査
香港	福島、群馬、栃木、茨城、千葉	野菜・果実、牛乳、乳飲料、粉ミルク	輸入停止
		食肉（卵を含む）、水産物	政府作成の放射性物質の検査証明書を要求
	上記5県以外	加工食品	輸入国にてサンプル検査
米国	福島、栃木、宮城、岩手、茨城、神奈川、群馬、千葉	ほうれんそう、かきなど、原乳、きのこ、イカナゴの稚魚、牛肉製品等（県により異なる）	輸入停止
	福島、栃木、茨城	牛乳・乳製品、野菜・果実等	政府作成の放射性物質の検査証明書を要求 輸入国にてサンプル検査
	上記3県以外	食品、飼料	輸入国にてサンプル検査

（出所）農林水産省『平成23年度 食料・農業・農村白書』82頁

（5）農林漁業者等への賠償

原発災害で被害を受けた農林漁業者等への賠償に対しては、文部科学省に設置された原子力損害賠償紛争審査会が、平成23年8月5日に原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針を策定した（表8参照）。同指針では、政府指示による出荷制限、県からの要請等による出荷自粛の他、いわゆる風評被害を含めた農林漁業者等の様々な損害を一定の範囲で賠償すべき損害として明記されている。

この中間指針が取りまとめられる前の第一次指針に記載された農林漁業者が被った損害に関し、23年5月12日、政府の「原子力発電所事故経済被害対応チーム関係閣僚会合」は、東京電力に対し当面の必要な資金を速やかに支払うようにとの決定を行った。これを受け、東京電力が農業及び漁業関係団体等との間で早期の支払い実現に向けて協議を進めた結果、同月31日から実際の支払いを開始した。東京電力は、8月30日に本格的な賠償（本払い）を行うための方針や基準について公表し、10月5日から本払いを開始した。

表 8 原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針

中間指針の概要（農林漁業等に関する主な内容）
 （8月5日 原子力損害賠償紛争審査会決定）

※中間指針から農林漁業等に関する主なものを抜粋

政府等による農林水産物の出荷制限指示等に係る損害

○農林水産物・食品の出荷・作付・その他の生産・製造・流通に関する制限及び検査について、

- ①政府による指示等
- ②地方公共団体が合理的理由に基づき行うもの、
- ③地方公共団体が関与し、生産者団体が合理的理由に基づき行うものに伴う農林漁業者その他の指示等対象者の損害（減収・追加的費用等）は対象

いわゆる風評被害

原則として事故と相当因果関係がある損害として、以下の類型を記載。

○農林漁業

- ①食用農林産物：福島、茨城、栃木、群馬、千葉、埼玉
- ②茶：福島、茨城、栃木、群馬、千葉、埼玉、神奈川、静岡
- ③食用畜産物：福島、茨城、栃木
- ④水産物：福島、茨城、栃木、群馬、千葉
- ⑤花：福島、茨城、栃木
- ⑥その他の農林水産物：福島

○牛肉等（セシウム汚染牛肉関係）

牛・牛肉・牛肉加工品：17道県
 （北海道、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、新潟、岐阜、静岡、三重、島根。他の都道府県で同様の状況が確認された場合は同様に扱われるべき旨を記載）

○農産物加工・食品製造業

○農林水産物・食品の流通業

○輸出

※中間指針の冒頭に、「東京電力に対しては、中間指針で明記された損害についてはもちろん、明記されなかった原子力損害も含め、多数の被害者への賠償が可能となるような体制を早急に整えた上で、迅速、公平かつ適正な賠償を行うことを期待する」旨の記載。

（出所）「農林水産省地震災害対策本部」「農林水産省原子力災害対策本部」合同本部会議資料（平成 24 年 3 月 8 日）

農林漁業者等への賠償については、24 年 3 月 1 日現在、請求額 1,822 億円に対し、支払額は 1,196 億円であり、支払率は 66%となっている（表 9 参照）。農林水産省としても、関係県や団体からなる連絡会議（東京電力も出席）を開催するなど、関係者への情報提供や東京電力への働き掛けを行い、農林漁業者等への賠償を促進している。

賠償責任については、第一義的に東京電力が負うこととされているが、中間指針で明記された損害はもとより、明記されなかった損害についても相当因果関係がある損害については賠償される必要がある。また、中間指針では、一定の風評被害について、事故との相当因果関係が認められるものは賠償の対象とする方針を示しているが、被害者自らが風評被害の額を示すことは難しいという現実を踏まえ、一定の類型別に補償基準を示すなど被害者の救済に資するための取組が必要であると考えられる。なお、風評被害の解消には、消費者の信頼を回復するべく、確実な検査体制の確立とともに農林水産物の安全性に関する情報提供等をいかに行っていくかが、大きな鍵となる。

表9 農林漁業者への損害賠償（平成24年3月1日現在）

	請求額	支払額
農業	1663億円	1062億円
林業	5億円	1.1億円
漁業	154億円	133億円
合計	1822億円	1196億円 (支払率66%)

※協議会等を経由して請求・支払が行われたものについて、関係県、関係団体からの聞き取りにより把握できたものを計上。他に請求者が直接東京電力へ請求したものがあ

（出所）「農林水産省地震災害対策本部」「農林水産省原子力災害対策本部」合同本部会議資料（平成24年3月8日）

4. おわりに

東日本大震災から1年を経過したものの、津波被災農地の復旧は平成24年度末見込みで約4割に過ぎず、営農が再開できていない農業経営体はまだ多くある。また、漁船についても、23年度補正予算や24年度予算で必要な事業が講じられているものの復旧の途上にあり、甚大な被害にあった漁港も、25年度末に向け施設等の復旧に取り組んでいる途中である。

さらに、原発災害について、政府は、23年12月16日、原発災害の事故収束に向けた工程表の「ステップ2」が終了したことにより、「冷温停止状態」を宣言したが、原発災害による農林水産業や農山漁村への影響は続いている。

このように、津波災害からの復旧は待ったなしであり、また、原発災害からの復旧も除染を確実に行っていく必要がある。さらに、農畜水産物の放射性物質の検査や諸外国への輸入規制緩和への働き掛けといった「現在の事象」への対応を確実に行っていくなど、地道な取組が必要である。

放射性物質の検査体制については、新基準値の適用に伴い、より低い数値の測定が必要となるため、新基準値に対応可能な検査機器の不足が懸念されており、また、測定できる検査機器であっても、測定する時間が長くなり検査数が少なくなってしまうことなどを踏まえて、新基準値に対応した実効性ある検査体制の整備、充実が求められている。

消費者の中には、新基準値を下回っている食品であっても、農畜水産物中の放射性セシウムの濃度が全くゼロでなければ買わないといった者も見られる。放射線による被曝リスクは低線量であっても存在するとの指摘¹⁸や、放射線による被曝が年間100mSv以下の場合、がんになるリスクは放射線の影響かどうか判定が難しいとの指摘

¹⁸ 小出裕章（京都大学原子炉実験所助教）『原発のウソ』（扶桑社新書 平成23年）68頁～74頁、92頁

¹⁹等、被爆リスクについては専門家でも様々な意見がある。いずれにしても、消費者の判断に資する信頼できる検査結果を得るには、検査体制の確立が全ての前提である。

23年10月25日、国の食と農林漁業の再生推進本部は「我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画」を決定した。これは、我が国の食と農林漁業の再生の姿、全国対策として講ずべき方針及びこれを実現するための行動計画を基本方針としてまとめたものである。この中で、「震災に強い農林水産インフラを構築する」及び「原子力災害対策に正面から取り組む」の方針が掲げられ、農林水産インフラの防災化・減災化や食料・飼料の安定供給の確立、検査体制の強化や除染に向けた取組の推進、情報提供・技術指導の徹底を目指すこととしている。

今後、こうした取組、施策を総動員し、被災地の農林水産業や農山漁村が復旧し、農林漁業者の経営などが再開されて震災前よりもさらなる発展を遂げていく「復興」を実現するため、迅速な事業の実施とともに、施策の評価とそれに基づく必要な見直しを確実にやっていく必要がある。

¹⁹ 唐木英明（東京大学名誉教授・日本学術会議副会長・元東京大学アイソトープ総合センター長）「放射能汚染と食品の安全について」

<http://anan-zaidan.or.jp/pages/2.karaki.pdf>